

## 【長崎労働局長による要請趣旨の説明】

ご多忙のなかお時間いただき、ありがとうございます。

「過労死等防止月間」である11月に、長時間労働是正の協力要請を例年実施しておりますが、今回は加えて、建設と物流の2024年問題改善に向けた協力について、関係する国の機関、県庁、建設業協会、トラック協会の官民連名で、お願いにまいりました。

建設業及び道路貨物運送事業に係る自動車運転者については、長時間労働による健康障害問題の一方、社会インフラとして大きな影響もあることから、5年間猶予されていた時間外労働の上限時間の規制が4月から適用されています。

また、改善基準告示が改正され、拘束時間の短縮等により、自動車運転者の労働時間が短縮されました。

無理な発注条件によるしわ寄せは、長時間労働による健康障害、労働条件悪化による離職、利益圧迫等、社会インフラを担うこれらの事業の廃業につながりかねず、すべての企業経済活動に支障をきたす恐れがあります。2024年問題への対応は、建設事業者、道路貨物運送事業者のみでは成しえず、発注者、発荷主、着荷主のご協力が不可欠です。

国においても「第三次・担い手3法」や「改正流通業総合効率化法」により、発注者等に対する努力義務などを定め、各種取組を行っているところです。

発注者、発荷主、着荷主のお立場で配慮いただきたい事項は、要請書にお示ししたとおりです。主なものとして例えば、

- ・ 建設の発注においては、4週8閉所等を想定した工期の設定、資材価格や労務費の高騰を考慮した価格転嫁の受入れ。
  - ・ 発荷主においては、長時間の荷待ち改善、荷役（にやく）作業の効率化、標準的な運賃での活用。
  - ・ 着荷主においては、納品リードタイムの十分な確保、発注の適正化、庭先条件の緩和、契約にない荷役作業の排除。
- が挙げられます。

発注担当者の法令理解が不十分のままでは、発注企業の法令遵守の姿勢を疑われるなど、事業主が意図せぬ事案も発生しかねません。国においては、各事業者団体が開催される会合などに講師派遣することも可能ですので、ご活用ください。

建設と物流の2024年問題は、関係者全員で取り組んでいく必要があると考えておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 【長崎運輸支局長による運輸施策についての冒頭説明のポイント】

- 令和5年7月よりトラックGメンが発足し、トラック事業者へ直接出向くなどして、荷主企業の違反原因行為に関する情報収集を行い、得られた情報から貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」を行うなど、荷主・元請の監視体制の強化を図っています。
- 今回の協力要請書に「貨物等の発着荷主となる場合」の項目で4点要請させていただいていますが、とりわけ運賃については、定期的にトラック事業者との運賃交渉の場を設け、国土交通省が示している「標準的な運賃」へのご理解をお願いします。